

2013年1月28日

岩手県知事達増拓也様

一般(産業)ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物(がれき)を焼却処理することに関する質問書

三陸の海を放射能から守る岩手の会 世話人 永田文夫(盛岡市)

ブドリとネリの会 代表 池野圭子(盛岡市)

震災復興プロジェクトチーム岩手 代表 古館和子(宮古市)

子供達の放射線被ばく低減化を推進する盛岡の会 代表 舘澤みゆき(盛岡市)

子どもの未来を考えるたんぼぼの会 代表吉田洋子 沼崎優子(盛岡市)

岩手有機農業研究会 代表 福本 敏(雫石町)

クランボンの会 代表 森 純子(盛岡市)

自然を守るざしきわらしの会 代表 匿名希望(遠野市)

日頃 震災復興並びに県民の福祉向上のためご尽力頂き感謝申し上げます。

2011年3月11日の東京電力福島第一原発事故により岩手県内も広く放射能で汚染され、特に県南の一関市、奥州市、平泉町は国の「汚染状況重点調査地域」に指定されております。

私たち市民団体は福島原発事故により環境へ放出された放射性物質による汚染物(がれき)を焼却処理することについて疑念を持ち、2011年6月に環境省の「災害廃棄物安全評価検討会」の委員へ要望を提出しました。また2012年2月、4月には国会議員を通し国へ質問主意書提出等を行なってきました。しかし国からの答弁は放射性物質の環境拡散防止について科学的根拠を示さず曖昧であり、納得できるものではありませんでした。

現在、国(環境省)の指導のもと「放射能汚染された災害廃棄物の広域処理」が開始され、本県沿岸等で大量に発生した津波災害廃棄物が全国各地へ搬出され焼却処理が始まっています。そのため当該県の関係市町村では焼却による環境の放射能汚染を心配する住民の反対運動が起こり社会問題になっています。

一方県内を見ると、放射能汚染廃棄物が一般ごみ焼却施設でそのまま焼却されています。一関市のゴミ焼却施設の焼却灰中の放射性セシウム濃度が2011年8月には3万ベクレル/kgと高い値を示しました。これまで私たちは、未曾有の大津波震災と原発事故による放射能汚染という二重の災害が国を緊急事態に陥らせたのであり、放射能汚染廃棄物を一般ゴミ焼却施設で焼却することは、短期的対応としてやむを得ないものがあるかと判断して参りました。しかし、事故後1年半以上も経過した現在なお見直しの動きはなく、昨年11月には遠野市で汚染牧草の焼却処理が開始されるなどその流れは加速されており、周辺環境の放射能汚染について危惧の念は増すばかりです。

本県で発生した災害廃棄物により全国の非汚染地を放射能で汚染させてよいのか、そこまでして他県に依頼しなければならないものか。また本県においてもこのまま焼却処理を継続してよいのか、国土や岩手県土を放射能汚染から守り、子孫により良い環境を引き継ぐために今行うべき最良の方策は何か考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

大災害後の難題を抱える今「いわて環境王国宣言」の具現化が私たちに問われているのではないのでしょうか。以上の主旨により以下質問いたします。

質問事項

I. 放射性セシウムを含む放射性物質を呼吸により肺に取り込んだ場合の健康被害について、どのような認識をお持ちですか。(特に子どもたちの健康についてどのようにお考えですか。)

*「発がんや遺伝的障害などは放射線量にしきい値が存在せず、線量の増加に伴い発生確率が高まる」と放射線生物学のテキストに記載されています。2005年6月米科学アカデミーは大規模疫学調査結果を報告（BEIRVII）し「低線量でも発がんリスクはある」と結論付けています。

II. 県内の一般（産業）ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物を焼却することについて

- 1) 一般(産業)ごみ焼却施設で放射能汚染された廃棄物を焼却した場合、放射性セシウムを大気中に拡散することなしに焼却することは可能ですか。可能な場合はその根拠資料を提示し、お知らせ下さい。
- 2) 岩手県内の廃棄物を焼却処理している全てのごみ焼却施設名と除塵方式、所在地をお知らせください。また各処理施設における放射性セシウムの除去率、捕捉微粒子の最小径をお知らせ下さい。
- 3) 2)のうち沿岸で発生した災害廃棄物を受け入れている焼却施設をお知らせください。またその際、施設周辺住民へ説明会は実施されたのでしょうか、お知らせください。実施した場合その反応はどうだったのでしょうか。
- 4) 県内の焼却施設周辺環境（土壌・降下物）の放射性セシウムの濃度について計測していますか。計測しているならば、その測定データをお知らせください。

III. 汚染廃棄物の焼却により一般（産業）ごみ焼却施設で発生した焼却灰（主灰・飛灰）の埋設について

- 1) 3・11原発事故以降、県内全施設における焼却灰中の放射性セシウム濃度の測定データをお知らせください。
- 2) 国は焼却灰中放射性セシウムが8000ベクレル/kg以上は指定廃棄物として雨水の侵入を防ぎ保管するよう指導しています。8000ベクレル/kg以下の特定廃棄物については最終処分場で埋設が認められています。本県においてはその両者について、焼却灰をどのように管理・処理処分しているのか現在の様子について具体的に、特に雨水との接触防止対策はどのようにしているかについてお知らせください。
- 3) 3.11原発事故前の焼却灰と以降の焼却灰と区別して埋設しておくことが、雨水による放射性物放出などの際対策上効果的と思われませんが、埋設場ではどのように埋設しているのでしょうか。
- 4) 環境省「災害廃棄物安全 評価検討会」2011年度第8回資料として、国立環境研究所報告書「放射能汚染廃棄物の埋立」があります。これに、群馬県伊勢崎市の埋設処分場では「焼却灰をコンクリートで固めたものから雨水との接触で放射性セシウムが漏れだしていた」「放射性セシウムは飛灰における溶出率が8割以上と高く、また、飛灰と主灰の混合はこの溶出率に大きな影響を与えない」と記載されています。そして「セシウムは通常の水処理（凝集沈殿装置）では除去できない」とも報告されています。私たちはこの報告等により焼却灰からセシウムが溶出することについて非常に危惧の念を抱いております。溶出は大丈夫でしょうか、根拠を資料を提示しお知らせ下さい。
県内のゴミ焼却場の埋設処分場からの放出水について放射性セシウム濃度の測定データ、特に大雨時の測定データをお知らせください。

IV. その他

- 1) 「原子炉等規制法」の改正により2005年5月クリアランス制度が成立し、廃炉の解体物等について放射性物質の濃度が一定値（放射性セシウムの場合100ベクレル/kg）以下なら放射能がない一般廃棄物（不燃物）とみなしリサイクルや一般廃棄物処分場に埋設など行なっても良いことになり

ました。

しかし、今回の原発事故後「放射性物質汚染対処特措法」が急遽制定され、焼却灰などについて 8000 ベクレル/kg 以下を処分場に埋設してもよいということになり両法律の整合性がなくなってしまいました。一挙に 80 倍まで埋設許可濃度が増したことについて、ご見解をお知らせ下さい。

- 2) 本県で発生した放射能が付着した災害廃棄物を他県において焼却処理がなされるため、放射能汚染を心配する関係市町村住民の反発があり、受入先への配慮が求められます。焼却を止めて、汚染物を埋設し津波記念公園にするなど他県に迷惑をかけない本県にあったやり方で処分していくなどの工夫が出来ないでしょうか。それが新たな雇用にも繋がるのではないかと思います。ご見解をお知らせください。
- 3) セシウム 137 はご存知のように半減期が 30 年です。このことは約 300 年経たなければ放射能が今の約千分の一にならないことを意味しています。放射性セシウムを含む焼却灰などの廃棄物は数百年保管しなければならない所以です。埋設してもそこに放射性セシウムがあることを後世に知らせなければなりません。数百年に渡る埋立場や保管所の表示やその管理はどのように計画されているのでしょうか。お知らせください。
- 4) 放射能から環境を守る法律が未整備のまま、焼却処理や埋設処分が進められているところに混乱の元があります。これは法整備を怠ってきた経産省に大きな責任があり、このことは県独自に、規制などを科することができる余地があることとなりますので、「環境王国」を目指す岩手として県民の不安を解消するのみにとどまらず、全国の規範となるべく県独自の放射能規制を行なっていくかがでしょうか。見解をお知らせください。

*ちなみに原発事故由来の放射性物質により汚染された廃棄物が一般ごみ焼却施設で処理処分される際、以下の項目について規制が存在しません。

- ① 一般廃棄物焼却施設で受入る放射性物質の濃度基準
- ② 焼却施設の排気筒における放射性物質の濃度基準
- ③ 10000 ベクレル/kg 以下の廃棄物を扱う施設における清掃従事者を放射性物質から守るための基準
- ④ 焼却施設内の設備における放射線の管理基準
- ⑤ 焼却灰や汚泥などを埋設処分する際の放射性物質の基準
- ⑥ 焼却灰や汚泥などを再利用する場合の放射性物質の基準
- ⑦ その他

*規制があるが、それがあまりに緩いものであり、環境汚染防止になると考えられない項目

- ① 焼却施設の敷地境界大気における放射性物質の基準
- ② 埋設処分場からの排水中放射性物質の基準

- 5) 焼却灰中の放射性セシウムは水に溶けやすくなることがわかっています。セシウムは粘土やゼオライトなどに吸着されると数ヶ月でしっかりと原子の結合構造（珪酸）に固定されると聞いております。焼却せず埋設し粘土等に吸着させるほうが汚染防止上リスクは少ないと考えますが、見解をお知らせください。
- 6) 環境省によれば、放射性セシウムが 10000 ベクレル/kg 以上の汚染物を扱う場合その施設は「放射線障害防止法」の対象施設に該当するとのこと。県内の施設で該当する施設とその対応についてお知らせ下さい。

以上です。